議案第１０１号

飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について

飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和３年１１月２９日提出

飛騨市長　　都　竹　　淳　也

提案理由

史跡江馬氏館跡公園の面積変更に伴う改正

# 飛驒市都市公園条例の一部を改正する条例

飛驒市都市公園条例（平成16年飛驒市条例第216号）の一部を次のように改正する。

別表第１史跡江馬氏館跡公園の項中「2.40」を「2.49」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

資　料

飛騨市都市公園条例新旧対照表　　（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>本則・附則　略<br>別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>種別</th><th>面積ha</th><th>開設年月日</th></tr>
<tr><td colspan="5">増島児童公園の項～坂巻公園の項　略</td></tr>
<tr><td>史跡江馬氏館跡公園</td><td>飛騨市神岡町殿573番地１</td><td>特殊</td><td>2.40</td><td>平成19年10月１日</td></tr>
<tr><td colspan="5">城ケ丘児童公園の項～広洞公園の項　略</td></tr>
</table>
以下　略</td><td>本則・附則　略<br>別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>種別</th><th>面積ha</th><th>開設年月日</th></tr>
<tr><td colspan="5">増島児童公園の項～坂巻公園の項　略</td></tr>
<tr><td>史跡江馬氏館跡公園</td><td>飛騨市神岡町殿573番地１</td><td>特殊</td><td>2.49</td><td>平成19年10月１日</td></tr>
<tr><td colspan="5">城ケ丘児童公園の項～広洞公園の項　略</td></tr>
</table>
以下　略</td></tr>
</table>

資　料

# 条例関係議案要旨

| | |
|---|---|
| 議　案　名 | 飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について |
| 担　当　部 | 基盤整備部 |
| 提案理由 | 史跡江馬氏館跡公園の面積変更に伴う改正 |
| 制定改廃の根拠等 | 市独自の改正 |
| 条　例　の　概　要 | 江馬氏城館跡保存管理計画に基づく遺構の保存を目的として、史跡江馬館跡公園として管理するため新たに民有地を購入したことに伴い、同公園面積を改正するもの。　（別表第１関係）<br>従　前　2.40ha<br>改正後　2.49ha　＋0.09ha　（参考：購入費用　6,471千円）<br><br>なお、公有地化計画上の土地は残り約0.1haあり、現所有者の合意を得た箇所から順次購入し、将来的には施設の再整備に合わせて発掘調査・整備工事を実施する予定である。 |
| 市民への影響等 | 公園面積の変更であり特に影響はない。 |
| 施　行　日 | 公布の日 |
| 備　考 | |